

例年3月～4月は引越しのシーズンです。引越しをされる方は、必ず届出をするようお願いします。

また、この時期は窓口が大変混み合います。余裕をもってお越しいただくか、窓口に来庁することなくできる手続きやサービス等をご活用くださいますようお願いいたします。

住所の変更

届出の種類	届出期間	注意事項
転居届 (野木町→野木町内)	野木町内の新住所に住み始めた日から14日以内	
転出届 (野木町→他市区町村)	野木町から引越しする日の前後14日以内	
転入届 (他市区町村→野木町)	野木町に住み始めた日から14日以内	前住所の市区町村が発行した 転出証明書 ※が必要です。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちで、前市区町村で特例転出の手続きをし、転出証明書が交付されていない場合は不要です。

届出人【共通】

- 本人
- 本人と同一世帯の方
- 代理人(委任状が必要です)

※本人と親子・兄弟姉妹であっても、同一世帯でないときは委任状が必要です。

必要書類等【共通】

- 届出人の本人確認ができるもの
(マイナンバーカードや運転免許証等)
- 【外国籍の方】在留カード等
- 【国民健康保険加入者】
国民健康保険証または資格確認書等
- 【介護保険加入者】介護保険証
- 【代理人】委任状

等

転出は郵送による手続きも可能です。

また、野木町から他市区町村へ引越し場合、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインによる手続(転出届の提出)が可能です。

このサービスを利用する方は、転出にあたり野木町役場への来庁が原則不要となります。

詳細は二次元バーコードより町HPをご覧ください。



その他引越しに関連する手続き

手続きの項目	担当窓口	手続きの項目	担当窓口
国民健康保険 後期高齢者医療保険	住民課保健医療係 ☎(57) 4136 税務課町民税係 ☎(57) 4121	公立小・中学校	こども教育課学校教育係 ☎(57) 4182
国民年金、児童手当 等	住民課給付・年金係 ☎(57) 4141	幼稚園・保育園 等	こども教育課子育て支援係 ☎(57) 4162
介護保険	健康福祉課高齢対策係 ☎(57) 4173	※詳細は各窓口へお問合せください。 ※上記以外の引越しに関連した手続きについては、町HPより手続き一覧をご覧ください。	
水道・下水道の使用	上下水道課業務係 ☎(57) 4147		



窓口業務時間延長日のご案内【住民課・税務課】

毎週木曜日(祝日・振替休日・年末年始を除く)は19時まで住民課・税務課の窓口業務を延長しています。

※内容により確認・照会が必要となりお取り扱いできないものもありますので、事前にご確認ください。

担当窓口	取扱業務	担当窓口	取扱業務
住民課	● 住民票の写し、印鑑登録および印鑑登録証明書、戸籍謄本等、税証明書の交付 ● 戸籍届出受領、転出・転入・転居・世帯変更届の受付 ● パスポート申請・交付(受付は18時30分まで) ● 国民健康保険加入・喪失の受付 ● 各種医療費助成申請等受理	税務課	● 納付書の再発行 ● 町税等の納付 ● 納税相談
		※上記以外にも取扱している業務があります。 ※詳細は町HPをご覧ください。	

